

午後1時30分開会

○西岡委員長 お疲れさまです。皆様、こんにちは。ただいまから文教福祉委員会を開会します。着座にて進行させていただきます。

傍聴者の方にご案内をいたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。よろしくお願いいたします。

日程に先立ちまして、人事異動のご報告です。はまもりかおり委員が公職選挙法第90条の規定に基づきまして、1月26日付で失職をいたしました。併せて2月4日付で保健福祉部長に高齢介護課長事務取扱の発令がありました。委員会名簿をお配りしておりますので、皆様、ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

本日の日程をご覧ください。報告事項は子ども部が13件、保健福祉部が3件となります。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、日程1、報告事項に入らせていただきます。

子ども部の報告ですけれども、（1）番から（8）番までは第1回定例会で議案となる予定の案件ですので、事前審査とならないように、概括的な質疑ですとか資料要求にとどめていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、子ども部（1）特定地域型保育事業の連携施設の見直しについて、理事者からの説明を求めます。

○湯浅子ども支援課長 それでは、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

1番、概要でございます。子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令、こちらが公布されまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されました。区では、運営基準の規定に従いまして、あるいは運営基準の規定を参考といたしまして条例を制定していることから、運営基準の改正に伴い、同様の見直しを行う必要があるものでございます。

2番、主な改正内容でございます。大きく二つございます。一つ目、運営基準の改正に伴う改正でございます。こちらは項目として三つございますが、アの連携施設経過措置の延長がまず一つでございます。こちら、特定地域型保育事業者は、①保育内容支援、②代替保育及び③卒園後の受け皿設定に係る3項目につきまして連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園——こちらは以下「連携施設」とさせていただきます。こちらを適切に確保しなければならないということでございますが、連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができると区が認める場合につきましては、連携施設の確保をしないことができる措置、こちらを連携施設経過措置とさせていただきます。こちらが設けられておりますが、当該連携施設経過措置期間、こちらをさらに5年間延長するというものでございます。

それから、あと2点でございますけれども、こちら、先ほどご説明いたしましたアの①の保育内容支援、こちらに係る連携施設の見直しの改正でございます。もう一つがウでございますが、代替保育に係る連携施設の見直し、こちらは先ほどご説明させていただきましたアの②となります。こちらの二つが、連携施設などの確保が著しく困難であると認める場合につきましては、確保しないこととすることができる規定、こちらが追加されてございます。

大きな2点目といたしましては、運営基準の改正を踏まえた連携施設の見直しに係る改正でございます。今般の運営基準の改正を踏まえまして、その内容を踏まえて所要の改正をするものでございます。

改正する予定の条例は、千代田区保育施設等運営基準条例となっております。

ご説明は以上です。

○西岡委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思いますが、先ほど申しましたように、1から8番までは概括的な質疑、資料要求とさせていただきます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。それでは、（1）の特定地域型保育事業の連携施設の見直しについて、質疑を終了させていただきます。

次に、（2）番、家庭的保育事業等に係る栄養士及び連携施設の見直しについて、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 それでは、家庭的保育事業等に係る栄養士及び連携施設の見直しにつきまして、教育委員会資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

1番、概要でございます。子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令、こちらが先般公布されまして、家庭的事業の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたものでございます。区ではこの運営基準に従いまして、また、参考として条例を制定しておりますことから、運営基準の改正に伴いまして、同様の見直しを行うものでございます。

（2）でございます。栄養士法が改正をされまして、従前、管理栄養士国家試験、こちらは栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができませんでしたが、改正後におきましては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえまして、運営基準の食事の提供の特例に関する要件として、栄養士による必要な配慮を求めている規定がございますけれども、栄養士免許を有さない管理栄養士につきましてもこの要件を満たすことができることとされましたため、区においても同様の見直しを行うものでございます。

項番2、上記1（1）に係る改正内容、こちら、国の基準の改正内容と、項番3、運営基準の改正を踏まえた連携制度見直し、こちらの2と3につきましては、先ほど保育施設等運営基準条例と改正内容が同一のものでございますので、ご説明のほうは割愛をさせていただければと思います。

4番、改正予定条例でございます。千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例、こちらを第1回定例会に、本条例の一部改正ということにつきまして議案を提出する予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（2）番、家庭的保育事業等に係る営業所及び連携施設の見直しについて、質疑を終了いたします。

次に、（3）次世代育成手当について、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 それでは、次世代育成手当につきまして、教育委員会資料3に基づきご説明をさせていただきます。

項番1番の概要でございます。区ではこれまで0歳から18歳までを見通しまして、一人一人の成長過程に合った支援が途切れることなく継続的に行えるような様々な取組を展開してまいりましたところでございます。この中でも、本区独自の取組として、保護者の所得による制限を設けずに、高校生相当年齢まで対象を広げた次世代育成手当を支給してまいりましたけれども、令和6年10月から、児童手当制度の拡充によりまして、この次世代育成手当の支給要件に該当する児童がいなくなりまして、この次世代育成手当は一定の役割を終えたと認識をしております。また、誕生準備手当につきましても、国と都、区の妊娠・出産サービス、こちらが充実してきましたことから、本来の役割、目的も薄れてきているだろうというところで考えているところでございます。こうした状況を踏まえまして、今般、千代田区次世代育成に係る手当に関する条例を廃止するものでございます。

今後の予定でございます、令和7年の第1回区議会定例会におきまして、条例の廃止について議案を提出する予定でございます。

ご説明につきましては以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、(3)次世代育成手当について、質疑を終了いたします。

次に、(4)千代田区中高生世代応援手当の概要について、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 それでは、千代田区中高生世代応援手当の概要につきまして、教育委員会資料4に基づきましてご説明をさせていただきます。

項番1、趣旨・目的でございます。中高生世代を養育する方に、中高生世代応援手当、こちらを支給することによりまして、子どもの成長とともに増加します教育費などの経済的負担を軽減しまして、中高生世代の子どもたちが安心して生活できるような子育て環境の向上を図ることを目的とするものでございます。

こちらの関係条例の制定・廃止に至る経緯でございます。前段の次世代育成手当が、令和6年10月から児童手当の拡充によって支給要件がなくなり役割を終えた旨、こちらは今ご説明をさせていただいたとおりでございます。しかしながら、子育てに係る経済的な負担は依然として大きいものがございまして、とりわけ中学生以降に急激に増大している現状を踏まえまして、中学生及び高校生の子育て世代を支援し、経済的負担の軽減に資するため、新たな手当、こちらは中高生世代応援手当でございますけれども、こちらを創設するという方向でございます。

このため、先ほどご説明させていただきました千代田区次世代育成に係る手当に関する条例を廃止いたしまして、新たに千代田区中高生世代応援手当条例を制定したいというふうに考えているところでございます。

新たな手当の内容を項番3のとおりにまとめさせていただいております。支給対象、支給額、対象児童数というところでございまして、新旧の状況を表にまとめてございます。支給額でございますけれども、子ども1人につき月1万5,000円と考えているところ

でございます。対象の児童数につきましては、中高生というところで3,200名を想定しておるところでございます。

手当の支給についてでございます。令和7年4月分より支給を予定しておるところでございます。

今後の予定、条例制定等でございますが、令和7年第1回区議会定例会におきまして、条例の創設について議案を提出する予定でございます。

ご説明につきましては以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 ちょっと確認だけさせていただきます。このこれまでの次世代育成手当、これは高校生世代まで、18歳までということですがけれども、この中高生世代の応援手当、これも中学生、高校生世代の児童を対象と。これ、対象は変わらないですね、全然。

○小阿瀬子育て推進課長 対象と申しますと、次世代育成手当につきましては0-18で、児童手当の所得制限を超えるもの、プラス、高校生世代までという内容になっておりましたが、この中高生世代応援手当につきましては、今考えているところだと、所得制限なしで、中高生をお持ちの保護者の方に手当を支給することで考えているところでございます。

○牛尾委員 つまり、じゃあ、中高生のほうは、中学、高校に在籍をするというのが条件になるということですか。

○小阿瀬子育て推進課長 基本はそうなりますが、年齢で、中高生世代というところであれば、こちら、手当を支給するという考え方でおるところでございます。

○西岡委員長 具体的な質疑は、また議案が出てきたらというところで、資料要求等がございましたら、また受け付けますので。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（4）番、千代田区中高生世代応援手当の概要について、質疑を終了いたします。

次に、（5）番、こども・高校生等医療費助成制度について、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 それでは、こども・高校生等医療費助成制度につきまして、教育委員会資料5に基づきましてご説明をさせていただきます。

1番、概要でございます。区におきましては、千代田区こども医療費助成条例と千代田区高校生等医療費助成条例に基づきまして、子ども（0歳から18歳まで）の医療費の助成をしておりますけれども、現在のところ、入院時の食事代に係る事務負担については助成をしていないところがございます。しかしながら、昨今の物価高騰の中で、子育て世帯の子育てに要する経費というのは年々支出が増大しているという状況がございまして、やはり今後様々な場面で負担感の軽減を図っていく必要があるというふうに考えてございます。

このようなことから、こども・高校生等医療費の補助規制対象としていなかった入院時食事療養費に係る標準負担額、こちらは1食当たり490円でございますけれども、こちらについても助成の対象としたいと考えておるところでございます。

項番2の今後の予定でございますが、令和7年の第1回千代田区議会定例会におきまし

て、関連条例の一部改正について議案を提出する予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（５）番、こども・高校生等医療費助成制度について質疑を終了いたします。

次に、（６）番、千代田区立軽井沢少年自然の家について、理事者からの説明を求めます。

○川崎子ども施設課長 では、教育委員会資料６に基づきまして、千代田区立軽井沢少年自然の家についてご説明させていただきます。

項番１、施設の状況でございます。千代田区立軽井沢少年自然の家は、千代田区立少年自然の家条例に基づきまして設置している社会教育施設であります。昭和６１年竣工のⅠ期施設と、平成５年竣工のⅡ期施設（愛称メレーズ軽井沢）となっております。こちらで構成されております。このうち、主に学校の移動教室で使用していたⅠ期施設につきましては、老朽化等の理由から、平成２８年以降、施設利用を行っておりません。その後、当該Ⅰ期施設の部分の利活用について令和５年度までの間で検討し、費用対効果の面から、教育施設としては再整備を行わないこととしているものであります。

資料に両施設の概要を載せさせていただいております。どちらも建物の土地の位置としましては同じ地番、枝番は変わりますが、同じ場所にあります。道路を挟んだ隣り合わせになっております。

それでは、項番２、Ⅰ期施設部分の用途廃止に向けた規定の整備でございます。本条例——先ほどの設置条例のほうになります。本条例では、宿泊室などの利用区分に応じた使用料を別表に定めており、Ⅰ期施設における宿泊室などについても以下のとおり別表に定めております。このため、既に施設利用を行っておらず、また再整備も行わないこととしたⅠ期施設部分の用途廃止に当たり、当該別表の内容を削除する必要がございます。

資料に当該別表を抜粋したところ載せております。こちらに載せております表のところが、ちょうどⅠ期施設の宿泊室に該当するところでございます。

項番３、この本件につきまして、令和７年第１回区議会定例会に条例の改正案を提案する予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

○牛尾委員 中身は今後やりますけれども、今、軽井沢は教育財産となっておりますけれども、この改正によって一般財産になるということになるのか、それとも教育財政のまま持つということになるのか、それはどちらですか。

○川崎子ども施設課長 本条例が施行されますと、この当該部分、Ⅰ期施設部分につきましては、行政目的が外れますので、一旦普通財産に戻ります。そうしますと、政経部さんのほうでその後また利活用を検討していくという形になっております。

○牛尾委員 今回、この利用料のところだけが削減じゃないですか。これによって、いわゆる普通の財産になるということなんですか。

○川崎子ども施設課長 本条例の中では、メレーズも含めまして軽井沢少年自然の家という施設になっておりますので、まだⅡ期施設であるメレーズ軽井沢というのはそのまま運用しておきます、同じ目的の下で。そういった意味で、この別表のところだけ削除させていただくものでございます。

○牛尾委員 すみません。この別表のこれを削除すると。これによって、今まで教育が持っていたわけじゃないですか。この削除することだけで、いわゆる普通財産になると。それとも普通財産にするのに何か特別な規定というのが必要なのか、それとも内々で決められるのか。それはどちらなんですか。

○加藤子ども総務課長 すみません。今回のこの条例改正をするという手順を踏むことで、教育財産としての用途廃止をさせていただくと。用途廃止をすることで普通財産になると、そういう手順の中の一環でございます。

○牛尾委員 ということは、この条例改正と用途廃止というのはまた別物のということですか。違う。

○加藤子ども総務課長 この条例改正をすることで用途廃止になるというふうに認識してございます。

○西岡委員長 教育担当部長。

○大森教育担当部長 大変ちょっと説明が分かりにくくて恐縮なんですけど、現時点では教育財産として、俗に言われている普通財産と行政財産というところの行政財産になっていきます。教育委員会の中でも、やっぱりそういった教育目的の財産の廃止の方向性を確認して、設置条例というか、この本条例がありますので、そこからⅠ期施設部分、移動教室で従前使っていたⅠ期施設部分を削ることで条例の整合性を図って、その後、財産的には内部でそれを、普通財産は政経部が所管していますので、その財産を移管する。内部で教育財産を廃止して普通財産にして、政策経営部に財産的には移管するという、その内部の手続は別途あります。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 大丈夫ですか。はい。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（6）番、千代田区立軽井沢少年自然の家について、質疑を終了いたします。

次に、（7）番、職員の勤務時間・休暇制度の見直しについて、理事者からの説明を求めます。

○上原指導課長 それでは、職員の勤務時間・休暇制度の見直しについて、教育委員会資料7をもってご説明いたします。

項番1、趣旨でございます。改正育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法が令和7年4月1日付で施行されることに伴い、仕事と生活の両立を支援する観点から、超過勤務制限の対象職員を拡大するとともに、子の看護休暇の取得事由の拡大に伴う休暇名称を改めるほか、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等に関する規定を新たに設けるものでございます。

項番2でございます。3点でございます。（1）超過勤務制限の対象職員を拡大について

です。超過勤務制限に係る請求の対象職員について、3歳に満たない子を養育する職員から、小学校就学前の子を養育する職員へと対象の範囲を拡大するものでございます。（2）子の看護休暇の取得事由拡大に伴う当該休暇名称の変更でございます。「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改め、休暇の取得要件に「子の入学式・卒園式等」を追加いたします。（3）仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境等の整備でございます。職員の介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援制度に関する周知・請求等に対する意向確認・研修の実施・相談体制の整備等、教育委員会の措置義務について明記いたします。

項番3、一部改正を予定している条例としましては、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例でございます。

項番4、施行予定期日は令和7年4月1日でございます。

本件についてのご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。これも法改正の件なので。

それでは、次に（8）番、住居手当の支給対象拡大について、理事者からの説明を求めます。

○上原指導課長 住居手当の支給対象拡大について、教育委員会資料8をもってご説明いたします。

資料をご覧ください。項番1、趣旨でございます。定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について、現在、住居手当の支給対象外としておりますが、高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、また、国との均衡性を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る当該手当の取扱いを見直すものでございます。

項番2でございます。（1）住居手当の支給対象の見直しです。住居手当については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を新たに支給対象に加えることといたします。参考としまして、改正の前後を表でお示しいたしました。

項番3、一部改正を予定している条例は、幼稚園教育職員の給与に関する条例でございます。

項番4、施行予定期日は令和7年4月1日でございます。

本件についてのご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。これもよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（8）番、住居手当の支給対象拡大について、質疑を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。ここまでで、子ども部の議案予定の案件は以上となります。

続いて、（9）富士見二丁目広場の閉鎖時期及び再開発ビルへの入居施設の検討状況について、理事者からの説明を求めます。

○加藤子ども総務課長 それでは、教育委員会資料9に基づきまして、富士見二丁目広場

の閉鎖時期及び再開発ビルへの入居施設の検討状況について、ご説明させていただきたいと思っております。本件につきましては、昨日開催された企画総務委員会において政策経営部が報告した案件でございます。しかしながら、子ども部にも関連しているものですので、今回報告をさせていただくものとなります。

富士見二丁目広場につきましては、再開発事業の実施までの間、暫定広場として活用してきてまいりました。今般、再開発事業の進捗状況により広場の閉鎖時期が決まりましたので、ご報告させていただくものとなります。併せて再開発で得られる権利床等への入居施設の検討状況についてもご報告させていただきます。

それでは、資料の1番、概要でございます。これまでの主な経緯でございますが、平成26年6月、富士見二丁目3番街区市街地再開発準備組合、こちらの設立。令和4年10月に都市計画の決定がされたものでございます。そして、昨年8月、組合が設立認可を受けたというところでございます。

続きまして、その下の（2）の事業計画の概要でございます。こちらのほう、①施設計画としまして、A敷地とB敷地に分かれるものとなります。その下の位置図のちょっと真ん中寄りのところをご覧ください。A敷地とB敷地、ちょっと黒で囲っているというか、示しているところとなります。その右側が断面図となりまして、A敷地とB敷地がこういう形で建つという予定のものとなっております。A敷地につきましては高さが約130メートルということで、地上21階、地下2階、それからB敷地が約33.5メートルということで、地上6階、地下2階の建物となる予定でございます。また、断面図のほうをご覧くださいと、B敷地のほうはこういう、事務所ビルという形になりまして、A敷地のほうは住宅、事務所、また子育て支援施設、地域コミュニティ施設といったものが入る予定でございます。

今後のスケジュールでございますが、令和7年中は権利変換の計画の認可を受け、令和8年から工事着工、11年には竣工という予定でございます。

裏面のほうをご覧ください。富士見二丁目広場の閉鎖時期でございます。まず（1）の開設の経緯でございますが、平成21年に旧富士見福祉会館が閉館しまして、平成22年に富士見児童館が閉館しました。その後、令和2年2月に、暫定の広場として開設したものととなっております。

今回、再開発を進めていくに当たりまして、本年6月2日に閉鎖をする予定でございます。こちらにつきましては、広場の周辺のビルで解体を予定していることや、組合から当該広場を借り受け、再開発事業を安全、円滑に進めていきたいという旨の申出があったことを受けて、組合のほうに広場を貸し付けて、6月2日から閉鎖する予定でございます。

また、閉鎖する周知でございますが、3月5日号の広報紙、またホームページ、また現地の貼紙等で周知を予定しているほか、子ども部内でも校長会や、あと出張所経由で町会や近隣への周知というものを図ってまいります。

3番の入居施設の検討状況でございます。令和4年7月からどのような形にするのかといったところの検討をしまして、令和5年、また令和6年、今、令和7年ということで、この2月に検討した結果でございますが、児童・家庭支援センター等の機能の移転先として、A敷地の建物の保留地、ちょっと表面に戻っていただきまして、A敷地のピンクの部分、子育て支援施設と書いてあるところを含めて、こちらの取得を視野に検討を

進めていく方向性を確認したところでございます。

その下の（２）の現時点での検討状況ということで、①の権利床につきましては、地域包括支援センターや学童クラブの設置を中心に現在検討をしております。②の保留床でございますが、先ほど言った子育て支援施設の部分でございますが、児童・家庭支援センターや区の児童福祉施設等の課題解決に資する用途での活用候補地として現在検討中でございます。

説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

○牛尾委員 これ、保留床の取得を考えているということは、これは買うということですか。

○加藤子ども総務課長 購入することも視野に入れておりますし、借りるといったことも視野に入って、様々検討中でございます。

○牛尾委員 この富士見二丁目広場がなくなるということで、当然その分だけ子どもが遊べる場が、（発言する者あり）えっ、二丁目広場ですね。その分は遊ぶ場が減ると。憩いの場が減るということで、この保留床の部分でそういったことも一応視野に入れて考えているということですか。

○加藤子ども総務課長 室内型の遊び場といったところも当然課題解決の一つだと思っております。また、様々委員の皆様から適宜課題としてご質問いただいている中高生の遊び場であったり、また、さくらキッズといったところも様々、今、様々なことを踏まえて、また面積の、要は床面積に入るかどうかといったところも踏まえながら検討のほうをしてみたいと思っております。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 関連です。今、課長のほうの説明で、さくらキッズの機能と言ったんですけど、それというのが、先ほどの説明の中の児童・家庭支援センター等の機能の移転先というところが、具体でさくらキッズというところでよろしいのでしょうか。

○加藤子ども総務課長 まず、今現在、PMOのほうと神田さくら館のほうに児童・家庭支援センターのほうで、2施設に分かれているといったところもありますので、そこを一つに何とかしたいといったところの思いが一つございます。ですので、PMOもあくまでも暫定的な措置といったところもありますので、そちらのほうの移転先としても検討してございます。

また、さくらキッズにつきましても、ちょっとこれもできるかどうかといったところは様々種々検討していかなければいけないところもあるんですが、ちょっと現在、人的になかなか措置が難しいといった部分もございますので、そういうところも併せてできるかできないか種々検討させていただきながら、どういう形に、うまくできないかなといったところをまさしく今検討しているところでございます。

○池田委員 当初、一番最初の時点でこの計画が出ていたときは、最初のページのとおり子育て支援施設というところで、やはりその当時は待機児童もありましたから、保育施設が中心で検討されていたと思うんですけども、今のこの状況になって、そこは見合わないということで、少しずつ検討の案件がずれてきているとは思うんですね。ただ、そうは言いながらも、そのこのところはしっかり切り離さないで、子育て施設、支援施設という

ことで、今言われたようにPMOの児家センの機能を丸々こっちに移行するとなると、もともと地域で求められていた、先ほどもありましたけれども、室内型の遊び場だったりとか地域コミュニティの場だったりとか、やっぱり地域の方の声というのもしっかり受け止めて進めていていただきたいんですけども、その辺りはいかがでしょう。

○加藤子ども総務課長 地域の皆様方の声、この地域の特性といった部分もあろうかと思えますので、そういった部分については、様々ご意見を頂戴しながら、区民の皆様の利便性が高い施設をこちらのほうに入れられるように、検討のほうを進めてまいりたいと思います。

○池田委員 まだまだ検討が続くと思うんですけども、もう一点確認したいのは、権利床の場合、学童クラブという設置になるかもしれないというところで、今の状況、この地域の富士見地区だと、学童クラブと限定して、参加者申込みによって参加できるような施設というよりは、児童館施設のような誰もが利用できるようなスペースというのがよりいいのではないかなと思うんですけども、その辺りは今のところどのようなお考えが少しあるのか、お聞かせください。

○西岡委員長 やっぱり屋内型遊具施設なんですよ、時代は。

子ども総務課長。

○加藤子ども総務課長 今後のこの周辺の再開発の状況等も見ながら、ちょっとどういう形にするのか、ちょっとマンションがかなりできるという話も聞いてございますので、そういったところとどういうふうに併せて考えていくのか。その辺りも含めて、学童クラブももしくは本当に造らなきゃいけない、緊急的に造らなきゃいけない。また、万が一、保育所も造らなきゃいけないという状況になり得る可能性もありますので、それはちょっと種々検討させていただきながら、なるべく子ども部の課題解決に資する施設といったところを検討させていただきたいと思っております。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。

○えごし委員 先ほど池田委員からも種々ありましたけども、課長も言っていていただきますように、また地域から声をしっかり聞きながら進めていただきたいというふうに思います。

私からは周知の方法のところ、さっき説明で言っていたかもしれないんですけど、すぐーとか学校のああいうところでも、ぜひ周知をしっかりとさせていただきたいと思います。もちろん子どもたちもよく使っていますし、学校で帰りに遊んだりしている子もいるので、学校、また保育園とか、その地域の使っておられるだろうなという園とかも、いろいろそういう共有の情報のツールがあると思いますので、そういうところでもちょっとしっかり周知をしていただきたいなというふうに思います。

あともう一点が、ここの広場、もちろん子どもたちの遊ぶ場と、プラスでまた町会とか地域の方がイベントで使ったりとかされているんですけども、例えばこれ、6月以降、基本的には使えないと。ただ、工事の進捗状況で、例えば物を置かずに使えるような状況にあった場合とかに、例えば一時的に借りるようなことが可能なかどうか。例えばちょっと祭を行いたいとか、町会とかですね、そういうときはいかがでしょうか。

○加藤子ども総務課長 周知については様々な媒体を使って周知ができるように考えさせ

ていただきます。今ご提案いただいたすぐーるであったり、保育所のほうのキッズビューであったり、そういったところはちょっと検討のほうをさせていただければと思います。

それからあと、地域のイベントの場としての活用ができるかどうか、今のこの二丁目広場のほうがですが、もう資材置場として使う予定と聞いてございます。ちょっとそれがいつからかといったところは分からないんですが、多分そんなに遠くないらしいので、ちょっとなかなか使うのは難しいかなというふうに今のところは思っております。詳細のほうは、現在、施設経営課のほうで進めておりますので、そちらとも情報連携を深めて、地域の方にお伝えできるようにさせていただきたいと思っております。

○西岡委員長 はい。ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（9）番、富士見二丁目広場の閉鎖時期及び再開発ビルへの入居施設の検討状況について、質疑を終了いたします。

次に、（10）第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画の素案について、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画の素案につきまして、ご説明をさせていただきます。現在の計画におきましては、本年3月末をもって5年間の計画期間が満了になりますため、現在、令和7年度から11年度までの5か年を計画期間とする第3期の計画策定作業を進めてございますけれども、本日、その素案がまとまりましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

本日、資料といたしまして、計画の素案として、本体でございますけれども、こちらと、あと概要版をおつけしてございますが、素案のほうが約60ページございますので、本日、ご説明につきましては、概要版にてポイントのご説明をさせていただければと思います。資料のほうは10-1をご覧くださいければと思います。

まず1ページ目の第1章、計画の概要でございますけれども、こちらでは計画の趣旨、また目的、あと計画の期間ですとか、あと位置付けを記載してございます。法定計画でございますというところとかですね。あと第4次基本構想からひもづくところというところで載せさせていただいてございます。

次に2ページでございます。第2章、区を取り巻く現状でございますけれども、こちらは計画の策定の基となりました人口推計や合計特殊出生率の状況、また、昨年度末に実施いたしましたニーズ調査の状況を載せさせていただいてございます。

次に、少し飛んでいただきまして、6ページになりますけれども、第3章で第2期の計画の振り返りをさせていただいてございます。こちらにつきましては、保育園ですとか幼稚園などの教育・保育の状況、また、児童館や保健所の事業を掲載いたしました地域子ども・子育て支援事業、こちらの状況を載せさせていただいているところでございます。取組の内容につきましては、こちらは量の見込みと確保方策、供給量、供給力ですね、こちらを設定いただきまして、計画的に提供してきたという状況を載せさせていただいております。

次に、同じ6ページでございますけれども、第4章、量の見込みと確保方策についてでございます。こちらでは、令和7年度、来年度から、11年度までの保育園幼稚園に係ります教育と保育、また並びに地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策につい

てを載せさせていただいてございます。

まず、表をご覧くださいますと、幼稚園と保育園でございますけれども、供給数が需要数を上回っているという状況になってございます。こうした状況につきましては、次の章になりますけれども、重点課題で上げさせていただいておりますこちらの取組、これを行いまして、これまで行ってきた待機児童対策などの見直しを行うということで、需給バランスの均衡を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

なお、この地域子ども・子育て支援事業でございますが、こちらは法律に基づきまして、主に児童館や保健所、こちらの事業などがございます。19の事業がございますけれども、こちらは法定の事業になりますが、こちらが該当してございまして、需要と供給の状況を載せているというところでございます。こちらを取組内容につきましては量の見込みと供給量、こちらを設定いたしまして、計画的に提供していくことを掲載させていただいております。

次に8ページでございます。今回の計画から、区の重点課題と解決の方向性についてというところを掲載させていただいております。こちらでは三つの大きな課題を挙げさせていただきまして、それぞれ取り組む内容について、必要性、方向性などを掲載させていただいております。

まず、教育施設（幼稚園）の今後のあり方についてでございます。長時間保育の実施と給食の提供のところでは、ニーズ調査でも要望が高かった事項でございまして、今後、幼稚園の園児数を回復していくための重要な取組と考えておるところでございます。その上で今後の保育事業も注視しながら、認定こども園化も視野に入れて検討していく方向とさせていただきます。

次に、保育の質の向上についてでございます。まず9ページの上段に、土曜日・日曜日・祝日や長期休暇中の保育の実施・充実の部分がございまして、現状では、保育園の日曜保育、また幼稚園では原則として土日と長期休暇中の保育、こちらは行っておりませんが、ニーズ調査では高いご要望を頂いたところでございます。今後につきましては、まず幼稚園については、長期休暇中の保育を実施していきたいというふうに考えているところでございます。そして、保育園等につきましては、日曜保育の実施の可否等について今後検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、9ページの下段になりますが、こども誰でも通園制度についてでございます。こちらでもニーズ調査で高い実施の要望を頂いたところでございます。これまで保育所等を利用していない子どもの支援を強化することで、全ての子どもたちの育ちを応援し、良質な教育・保育環境整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。こちらにつきましては令和8年度の本格実施を見据えまして、早急に実施方式・運営方法などを検討してまいります。

なお、充実してほしい保育サービスとして、こちらでもニーズ調査の要望が高かったものがございますが、一時預かりにつきましても、現状での適正な需給バランス、こちらに留意しながら、現在の確保体制を維持していきながら供給を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に10ページでございます。三つ目の課題といたしまして、今後の保育施設整備の方向性について載せさせていただいております。まず、今後の保育施設の運営につきまし

では、需給バランスに留意しつつ運営を行っていくことといたしまして、やむなく閉所の場合には、児童や保護者に与える影響を抑えるよう十分な移行期間を設けるなど、丁寧な対応をしてみたいと考えておるところでございます。

次に、保育ニーズに見合った補助等の見直しの検討の部分でございますけれども、これまで認可保育施設等に行ってきた区独自の補助等については、今後、保育ニーズに見合った内容に見直すとともに、認証保育所などへの移行について検討するなど、現状での補助金の在り方等を見直していきたいという方向とさせていただいております。

最後になりますけれども、地域の保育ニーズに応じた施設の配置の部分、こちらでございますけれども、区立小学校の通学区域である8区域ごとの児童数に対する定員と空き状況を整理いたしましたところ、区域によって偏りがあることが分かったところでございます。今後、保育施設の移転でありますとか新規整備、こちらの際には、地域の保育ニーズや整備状況などに留意しながら施設整備を進めてみたいというふうに考えているところでございます。

以上、計画のポイントについてはこの程度でございます、この素案につきましては、本日のこの委員会のご報告の後、2月20日から3月7日にかけてパブリックコメント手続を経まして、またこのパブコメの結果をこの委員会にご報告させていただき、3月末の策定をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

ご説明につきましては以上でございます。

○西岡委員長 はい。ありがとうございました。

説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

日曜保育ですとか、あと一時預かりも病児・病後児保育も、まさに小1の壁で、保育園、幼稚園を上がってから、低学年の子のサポートというのがなかなかなくて、ちょっとそこは切れ目なくサポートしていただきたいんですけども、その辺は区としてどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 小学校に上がってからとか、サービスのほうが急になくなってしまったりとかというところはあると思いますので、現状、今ちょっと例に挙げていただいた病児保育なんかも、施設は開設いたしました、やはり小学生からというところでは対象ではない部分もございますので、今後そういったニーズを把握しながら、今後どうしていくべきかということも含めて、地域的なこともありますので、今頂きましたご意見を受け止めさせていただきまして、検討のほうをさせていただければと思っているところでございます。

○西岡委員長 そうですね。幼児の方はもちろん小学校低学年よりは幼いので、どうしようもないのは分かるんですけど、やはり6歳から7歳になった瞬間、あと同じ6歳でも4月まで――あ、3月までか。保育園児だったのが、急に4月から病児・病後児を使えないとなると、その本当はそのはざままで埋もれちゃっているお困りの方がどうしたらいいのかというところがあるので、切れ目なくサポートをしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにもございますか。

○牛尾委員 これまではいかに待機児をなくしていくのかということで、この計画が策定されてきたというふうなことがあると思うんですけども、もうこの間、保育園の定員に

空きが出ていくということで、これは以前にも指摘しましたけれど、やはりそれぞれのニーズに合った計画にしていこうということも大事だと思うんですけども、例えば日曜保育、やはりサービス業で両親が働いている方というのは、どうしても日曜日出勤になると、子どもを預けなければいけないと。今、麴町のあい・ぽーとで日曜に預かっていただけですけども、やはり料金が高過ぎるという声がありますし、やはりそこは日曜日の保育、民間の力も借りながら、そういったことを視野に入れながら、いい計画にしていっていただきたいと思うんですけども、そこについてはいかがですか。

○小阿瀬子育て推進課長 今、牛尾委員からも頂きましたし、また、さきに行われましたニーズ調査でも高いご要望を頂いておる案件でございます。区としても課題と認識してございます。こちらは体制の問題なんかもございますけれども、こういったことができるのか、そういった日常保育についてのこの可否も含めて、今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 今後の課題と、また解決の方向性というところでも様々検討していただいて、先ほどから言われている、こういう土日、また祝日、また長期休暇、こういうときの保育であったりとか、こども誰でも通園制度も、かなりやっていこうという意識があってもあれなんですけれども、8ページのところに保育従事者の増員というところで書かれていますが、やっぱりこういうニーズに添えていくために一番大事なのは、やっぱりこの保育士の確保というところなのかなと思っております。あと、この保育の質の向上といっても、やっぱり保育士の方に負担が大きくなってくれば、その質も低下していきますし、もちろん人数が多いからいいと言えるわけではないんですけども、やっぱりその上で負担が軽減して、もっとさらにできることができたりとか、やっぱり新しいことを進めていくには人が必要という部分では、この保育士の待遇の改善とかも含めて、しっかりと千代田区で働いてもらえるというところのこの保育士の確保というところも、また今までも多分、区はほかの区と比べてももう十分充実してやっていただいているとは思いますが、それでもやっぱり少ないという現実があるわけですから、そこをさらにこの区独自でまたしっかりと、一段と、より確保できるような取組というのもまた検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 今、えごし委員から頂きました職員の増員の件につきまして、思いとしては全く私どもも一緒に思いでございます。やはり増員がなければ、こういった物理的なことがなければ質の向上もあり得ない部分と考えてございます。国のほうも今こういった見直しのほうを進めてきているという現状もございまして、そうした社会的な動きも合わせまして、区といたしましてもこの保育士の増員につきまして鋭意検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○西岡委員長 5年計画ですからね。この5年のうちで全部この重点課題が解決の方向に向かえばいいんでしょうけど、それはもう皆さんの手にかかっているなというのもありますので、ぜひ実現していただきたいと思います。

ほかにございますか。よろしいですか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（10）番、第3期千代田区子ども・子育て支援事業計

画の素案について、質疑を終了いたします。

次に、（１１）番、令和７年度子どもの遊び場事業についてですが、こちらは公共施設調査・整備特別委員会の調査事項となりますが、当該委員会委員長の了解を得た上で、当委員会にも関係する内容であることから、今回、報告をしていただくものです。

それでは、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 では、令和７年度子どもの遊び場事業につきまして、教育委員会資料１１に基づきご説明させていただきます。副題がございますが、ふじみこどもひろば及び旧九段中学校の取り扱いというところがございます。

まず、背景・経緯でございます。平成２８年２月より実施してまいりました衆議院九段議員宿舎跡地での遊び場事業、こちらはふじみこどもひろばになりますけれども、こちらは区が衆議院より借用した土地を活用した事業でございます。時期は未定でございますけれども、将来使用ができなくなるということも考慮しながら、継続的に遊び場を確保していく必要があるというふうに現状で考えているところでございます。

このような中、昨年８月でございますけれども、衆議院議院運営委員会の中で、九段議員宿舎の設計に係る予算、こちらを計上する旨が明らかとなりましたところでございます。こうしたことを踏まえまして、新たな遊び場の部分を模索してきましたけれども、今回、仮校舎として利用していた旧九段中学校の活用が可能であると考えまして、本事業の継続、また充実等について、現在検討を重ねてきたというところでございます。

項番１の実施内容（主な変更点）でございます。こちらは来年度の実施の想定内容というところでございますけれども、まず（１）でございますが、主に代替園庭として利用してきましたふじみこどもひろばの乳幼児広場につきましては、こちらは実施を継続してまいる予定でございます。

（２）この乳幼児広場につきましては、夏季は空調管理ができます旧九段中の体育館で実施をするとともに、８月の利用時間はこれまでより拡大する予定でございます。また、雨天時も利用可能となります。

（３）土日祝日のみであった子ども広場の事業、この大きいほうの広場でございますけれども、こちらにつきましては旧九段中（校庭と体育館）を活用して、平日も加えて毎日実施する方向としてございます。また、８月の利用時間も拡大する予定でございます。

（４）子ども広場でございますけれども、旧九段中の校庭が使えないときですとか、また体育館、乳幼児広場も含めて満杯となっている見込みがある場合など、必要に応じてこの大きい広場のほう、ふじみこどもひろばの大きい広場のほうを借用することも可能でございます。こちらは都度利用料は支払うというところで、内容となっております。

（５）でございます。乳幼児や小学生、こちらは保護者も含みますけれども、こういった子どもの遊びの対象を、今後、九段中学校に移すに当たりまして、曜日や時間帯等により中高生まで拡大することを検討してございます。また、用途につきましても、キャッチボール、球技等への拡大、こういったことも検討させていただいているところでございます。

米印のところでございますが、先ほどご説明がございましたけれども、令和２年に暫定広場として開設いたしました富士見二丁目広場、こちらは政策経営部所管のものでございますけれども、６月閉鎖の予定ではございますけれども、こちらの利用者には、乳幼児広

場ですとか旧九段中の利用を促してまいりたいというふうに考えているところでございます。

項番2、実施の概要、こちら、ふじみこどもひろばと旧九段中学校の6年度と7年度の違いというか比較表というか、そういったものをつけさせていただいてございます。時間帯とか内容になります。

1枚おめくり、展開していただきまして、項番3ではふじみこどもひろばと旧九段中学校の周辺図といたしまして、位置図で大体の距離とか関係ですね、地図で載せさせていただきました。約550メートル、徒歩7分ぐらいと、距離にあるというところでございます。最後にふじみこどもひろばと九段中学校の簡単な図面をつけさせていただいてございます。広さでありますとかの比較ができるかなというところだと思います。

雑駁ではございますが、ご説明につきましては以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

○牛尾委員 旧九段中を使った遊び場ということでは、平日も利用できるし、体育館を使えるということで、これはぜひ、喜ばしいことなんで進めていただきたいと思います。

一方で、富士見のほうですけれども、実施内容で、体育館、要するに旧九段中の校庭が使えないとき、これは事前に分かるんではないと思うんですけれども、体育館、乳幼児広場も含めて満杯となる見込みがある場合、必要に応じて借用すると。これはどこでどのように判断をする、何を基準に判断するのか、いかがですかね。

○小阿瀬子育て推進課長 まず前提として、旧九段中が満杯になるということは、基本的には非常に万が一の部分と考えてございますけれども、その部分については具体的にこうだという基準は今現在ございませんけれども、こういう柔軟な対応はできるだろうというふうに考えているところでございます。すみません、きっちりと、ちょっとどれぐらいが満杯かという部分については、具体的な数値では示していないところでございます。

○小川子ども部長 若干補足をさせていただきますけれども、大体これまでの利用実績から、通常は数名から十数名という富士見の子ども広場の利用状況ではございましたけれども、その中でも比較的利用の多い月とか時間帯を大体承知しておりますので、もしその辺りで満杯になる見込みがあれば、基本はあらかじめ衆議院の事務局にお話をしておいて、ここをお借りするという話をつけておくというのが基本ではございますけれども、万が一満杯になった場合に、人を旧九段中にも配置しておりますので、その段階でオペレーションすることは可能かどうか、その辺り、また衆議院の事務局で対応していただけるのかどうかという点につきましては協議をしております。現時点ではなかなか難しいという見通しはいただいておりますけれども、そこは引き続き協議の事項というふうになっております。

○牛尾委員 なかなか急に何時から使いたいと、今日の何時から使いたいと言っても対応できないということだと思う。だから難しいと思うんですけれども、そうすると、実質富士見は代替園庭は使うけれども、遊び場というのはもう使わなくなる状況になるんじゃないかと私は予想しております。例えば曜日や時間帯によって中高生まで拡大をすると。中高生だとキャッチボール、球技というのはここでも検討しているということは、仮に人数が少なかったとしても、球技等、あとはキャッチボール等で利用するとなると、やはり小さい子がいると危ないとなりますよね。その際に、例えば富士見のほうと両方使うとか、

そういった柔軟な対応というのでも検討してはいかがと思うんですけども、そこはどうですかね。

○西岡委員長 ここ、シルバーさんはつくんですよね。その辺も踏まえて。

○小阿瀬子育て推進課長 旧九段中のほうも、今、シルバーさんのほうで安全管理のほうも含めてやっていただく予定で考えておるところでございますけれども、十分安全管理しながらというところと、あと時間帯も分けたりとかというところもあるかと思えます。富士見のその使えるかどうかというところも、柔軟に対応できる部分もあるかと思えますので、そこも含めて、年間ちょっと限りはあるかもしれませんが、ちょっと検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

○小川子ども部長 ちょっと若干補足させてください。基本は、先ほど説明がございました旧九段中の校庭と体育館、それと衆議院議員宿舎の乳幼児広場という3か所の中でオペレーションをするのかなと思っております。したがって、中高生が遊んでいる時間帯は、例えばほかの場所に、乳幼児の方とか比較的年齢のこの小さい方ですよね、そういった方はそちらで遊んでいただくとか、時間帯を完全に分けるとか、そのような工夫の中で実施をしていきたいと。

具体的な、どの曜日に例えばどのような年代の方とか、どのような球技とか、そういったことにつきましてはまだ今検討中ではございますけれども、その辺りはきちんと、ご懸念の安全性などにきちんと配慮した上で実施できるように検討してまいりたいと思っております。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 この子ども広場のことですね。やっぱりちょっと前回の委員会とかでもありましたけども、少しずつちょっと周りの方もこのことについて、地域の方もいろいろ情報を入手されている方もおられるようで、かなり話も少し広がっているのかなと思えますけれども、まずはこの周知をちょっとしっかりと丁寧に今後行っていただきたいなというふうに、先ほどの富士見二丁目広場の話もありましたけれども、すぐ一るとかも、またこども園のそういうのも含めて、ちょっとしっかりと広げて周知していただきたいなと思えます。

特にこの背景と経緯ですね。新しく来た方は、あそこが例えば国有地であって、もともと返さないといけなかったということも知らない方もおられたり、何であそこが急に使えなくなるんだとか、そういうことで懸念されて、何とか使わせてほしいという方もおられたりするので、ここはしっかりと丁寧に理由の説明と、また今後、旧九段中でできるところも含めて、説明をまずはしていただきたいなというふうに思います。

その上でちょっと幾つか確認させていただきたいんですけども、この乳幼児広場、これは通年で使えるという話だったんですけど、これまで平日は基本的に代替園庭としてということで、一般の方は使えなかったと思うんですけど、平日。これ、今後は平日も一般の方も普通に使えるということによろしいのでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 乳幼児広場の活用でございますけれども、そうですね、来年度以降についてはまだ検討中ではございますが、乳幼児広場としては引き続き使わせていただきというところでもございますし、また、ちょっと一般に使えるかどうかというところ

につきましては、今頂いたご意見なども含めまして一応検討はしていきたいなというふうに考えているところございます。

○えごし委員 あと、周知もよろしくをお願いします。

○小阿瀬子育て推進課長 ああ……

○えごし委員 大丈夫です。していただけたらと思うんで、よろしくお願ひいたします。

先ほど牛尾委員からもありましたけれども、私も今ここでよくお話を聞くのは、やっぱりふじみこどもひろばはすごい広いので、小さい子どもも大きい子どもと一緒にボールとかも遊んでいても大丈夫だと。離れることができるから。ただ、これ、今度、九段中になったらやっぱり狭くなるので、もちろんさっき曜日とか時間を変えるという話もありましたけれども、昔、東郷公園でちょっとそういう時間帯を分けてというとき、結構、不評というわけではないですけど、やっぱり時間帯、この時間に遊びたいという方もおられたりするのではというふうになると、やっぱりちょっと分けるというか、例えばちょっと可動式の防護ネットとか、ボールが小さい子どもたちが遊んでるところに行かないように、ちょっとエリアを分けて、小さい子どももちょっと遊べる、大きい子どもたちも一緒に遊べるという空間は、ちょっとぜひ造っていただきたいなと。やっぱりそのときに遊びたい子どもさんがしっかりと遊び、また安全に遊べるように。もちろんまた遊び場事業で、この、人がついていただけたりもすると思うんですけども、実質ボールが行かないようにという、ちょっとそういうことも検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西岡委員長 結局あれですよ。歳児によってゾーニングしつつ、遊べるような環境整備もしていったほうがいいということですね。

○えごし委員 はい。

○西岡委員長 はい。その辺について、いかがですか。

○小阿瀬子育て推進課長 今、防護ネット、いろいろ安全上の、時間帯を分けるということもあるけれども、分けて、ゾーニングをして安全管理をしてやっていくというようなご要望も頂いたところでございます。こちらはしっかりと受け止めさせていただきまして、今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○えごし委員 よろしくをお願いします。

その上で、あともう一件確認したいことがあるんですけども、今後、今のところ、今この九段中学校を使うという話ですけども、また今後どこか学校が建て替えとかになった場合、またここは学校として使う可能性もあるわけで、これからここが永久的に使えるかどうか分からない。また、乳幼児の広場のほうも、今は使わせていただくという話ですけども、今後、国のほうで工事が進んだ場合、それ以降もそこが使えるのかどうか、またこれは多分今後確認していくべきところではあると思いますけれども、そういう意味ではやっぱりあそこの遊び場が永久的なものではないということも踏まえて、やっぱり今後も代替となる案も継続してしっかりと検討していただきたいというふうに思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○小阿瀬子育て推進課長 ふじみこどもひろばにつきましても旧九段中につきましても、やはり永久のものではないというところをご案内いただいたとおりでございます。これまでも遊び場の事業を1か所ずつ拡充してきているところでございますので、そういった考えも持ちながらやってまいりたいと考えております。

あと利用状況とかでも、いろいろ各場所によっても違ったりする部分もございますので、そういったことも整理しながら、今後のことにつきましては、増やしていくということも当然でございますし、またちょっと今後、数なんかの状況を見てどういうふうにしていくかということも、そういったことも含めて、増やしていこうかということも検討していきたいというふうに考えところでございます。

○えごし委員 ぜひ検討をお願いいたします。

これ、最後ですけれども、そういう意味では、学校のこの運動場というんですかね、校庭ですね。これ、校庭開放とかで様々、土日とかも広げていただいている学校もありますけれども、実際、校庭開放されていないところも幾つかあったりとか、あと時間帯として実際使われていない、いろいろ、イベントではないか、いろいろ習い事とかそういうので使っているところもありますけれども、実際この使われていないときに、そういう場所を例えばボールで遊べる場所として区として使わせてもらうとか、遊び場事業として人を配置して校庭も使わせてもらうとか。今、校庭開放だとPTAの方中心とかで、やっぱりその負担も大きくなって、なかなか毎回開けないということもあるかと思えます。

そういう意味では、そういう使っている状況なども確認した上で、使えるところがあるんであれば、区としてそういう校庭とかもそういう遊び場としてぜひ検討していただきたいというふうに思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○小川子ども部長 大変重要なご指摘を賜りました。区としまして、遊び場の確保について引き続きの努力が必要だということを、我々も重々そこは肝に銘じまして取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

先ほどお話がございました富士見二丁目の再開発の中においても、様々な用途が今検討されているということをお知らせしたわけですが、その中でも何らかのそういう場が確保できるのかどうかといった点、またあるいは衆議院の宿舎跡地の設計に取りかかるといった情報もございましたけれども、その内容次第では、引き続きの借用が可能なのか否か、その辺りも一つの選択肢に入ってくるのではないかと考えております。

また、先ほどご指摘がございました校庭開放につきましても、おっしゃるとおりなかなかPTAの方の負担も多くて、十分に対応可能な日であっても開けないような状況もあるということも伺っております。したがって、そういった開放の方法も検討も必要なんですけれども、いろいろな場面場面で可能な限りの遊び場を確保していくということが肝要かと考えておりますので、ご指摘の意見も踏まえまして、区として鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

○西岡委員長 校庭開放の使用拡大の際に、1点だけちょっとお願いしたいのが、既存で学童で例えば土曜保育とかで遊んでいる子たちもいるので、その子たちに影響がない範囲でお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

ほかにはございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（11）番、令和7年度子どもの遊び場事業について、質疑を終了いたします。

次に、（12）番、神田公園地区における子育てひろばの継続実施について、理事者からの説明を求めます。

○吉田児童・家庭支援センター所長 それでは、教育委員会資料12をご覧くださいと存じます。神田公園地区における子育てひろばの継続実施についてご説明いたします。

現在、神田さくら館の7階、こちらの、以前、教育研究所とはくちょう教室が入っていましたお部屋、こちらをリフォームいたしまして、子育てひろばを実施しているところでございます。来年度から千代田小学校の教室不足対策に係る工事が開始されますため、令和7年4月以降の当面の間、近隣の公共施設を活用し、子育てひろばを実施することとしております。

来年度の予定でございますが、1番の実施日時と場所はこちらの表のとおり、現在と同じく火曜日から木曜日、10時から午後4時まで、こちらの日時で、場所については火曜日と水曜日が神田公園区民館の和室、木曜日が内神田集会室の和室、こちらを使いまして子育てひろばの事業を実施したいと考えております。ただし、水曜日につきましては、こちらは一般抽選の結果により実施日を確定しますことから、月に1回か2回程度になると見込んでおります。火曜日と木曜日については優先的に使用させていただける予定ですので、毎週行う予定でございます。また、祝日・年末年始は現在と同様実施しない予定でございます。

2番の実施内容につきましては、現在と同じく、乳幼児が遊べるスペース、また親子で休憩できるスペース、飲食もできるような形で考えております。また、リズム遊び、英語遊びなどのプログラム、季節の行事なども考えております。そのほか保護者の方同士の会話のお時間、また職員によるご相談への対応、こういったことも引き続き実施してまいります。

令和7年度以降、今後の取組につきまして、3番のところでございます。実施内容につきましては、利用状況、また利用者の方のお声等を踏まえて適宜見直しを図ってまいります。また、本格的な実施場所、すなわち増設できる場所につきましては、その確保について引き続き検討していく所存でございます。

参考まで、一番下に今年度の現在までの利用状況を、1月までの状況をまとめました。大体月平均で400人ほどご利用いただいております。引き続き地域の皆さんにご利用いただける広場を目指して取り組んでいきたいと存じます。

ご説明以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。それでは、(12)番、神田公園地区における子育てひろばの継続実施について、質疑を終了いたします。

次に、(13)番、令和7年度九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果について、理事者からの説明を求めます。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 それでは、教育委員会資料13で令和7年度九段中等教育学校の入学適性検査受検結果をご報告いたします。

本年1月16・17日に、出願申請のありました534人のうち479人が受検をいたしました。受検率89.7%でございます。なお、インフルエンザ等に罹患した場合の救済措置として、追検査を区分A1人について2月14日に実施しております。

項番1と項番2、検査日と会場でございますけれども、本年2月3日、九段中等教育学校にて行いました。

項番3、受検者数でございます。区分A（千代田区民の枠）でございますが、188人、受検倍率2.35倍、区分B（都民枠）、291人、受検倍率3.64倍となっております。

項番4、合格発表を2月9日に行い、また、追検査について2月18日に行いました。

項番5、今後のスケジュールでございます。3月15日に新入生のガイダンス、4月7日に入学式を予定しております。

項番6、受検状況でございます。参考に昨年度、令和6年度の受検倍率等をお示ししております。区分Aにつきまちは受検倍率が上がっております。一方、区分Bについては受検倍率が下がっております。この区分Bの受検倍率の下がった要因につきましては、これから調査をしていきたいと考えております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

○おのでもら副委員長 倍率についてはこれから分析されるということなんですけども、区分Aについても、Bについては分析されること、Aについては令和5年度の倍率にまた戻ってきたと思うんですね、2.35倍、令和5年度が2.33倍ですかね。この回復した理由というの、分析は頂けるのでしょうか。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 区分Aのこの5年度に戻ってきた要因についても、区分Bが下がった要因と併せて調査していきたいと思っておりますけれども、小学校への説明会等で詳しく魅力を伝えている部分はあるのかなと思っておりますが、その辺も含めて併せて調査していきたいと考えております。

○おのでもら副委員長 ありがとうございます。区分Bについては、ほかの都立の中高の倍率についても調べてみたんですけども、こちらやっぱり軒並み下がっていたんですね。ただ、九段中等に関しては、平均ですとかほかの学校よりももうかなり大きく減っていたので、ぜひとも分析結果をお待ちしております。

あと、区としてこの倍率をどうしたいのかということなんですけども、Bをさらに高くしたいのか、それとも、あるいはこのぐらいで維持したいのかとか、そういったような方針というのはあるのでしょうか。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 区分Bの倍率が、例えばこの倍率がいいよというのをはっきりとしてまだ持っているわけではありませんけれども、ただ、九段中等、区分Bの役割等を考えて、ある程度の倍率は必要かなと考えています。ただ、じゃあ具体的にどんな倍率なのかということについても併せて検討していきたいと考えております。

○おのでもら副委員長 教えていただきたいのは、検査日、試験日が2月3日に設定されている理由というのはあるのでしょうか。というの、ほかの都立ですとか国立の学校というのは、みんな2月3日の午前中に設定されているんですね。ですので、公立の中学校に行きたい、試験をして受けてほしいという方が皆ここに集中して、ばらけてしまうということもあると思うんですね。ですので、もし、2月3日に何か制約があってここにやるのか、そうでないのだとすれば、午後にするとか、あるいは2月4日以降にするとか、そういったことをすることによって倍率は多分上がると思うんですね。皆さん、大体2月1日から3日に中学受験というのは各校集中してくるので、第2志望、第3志望という形で受ける

こともできるので、いかがでしょうか。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 まず2月3日になぜなっているかということについては、はっきりとは今の時点では分からないんですけど、九段中等を始めたときから2月3日になっておりますので、今、委員がおっしゃられた時間帯をずらすとか日にちをずらすことが可能なかどうかは、教員サイドとも協議をしながらしていかないといけない問題ですので、ちょっと課題として受け止めさせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○西岡委員長 はい。ほかにございますか。

○白川委員 一つお聞きしたいのは、受験生じゃないか——あ、まあ受験生ですかね、が過去の、この場合は検査になるんですかね、試験問題というのを見ることというのは可能なんでしょうか。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 当日お配りした問題用紙は持ち帰りしていただいて構わないということになっておりますので、過去の問題も見ることはできます。

○白川委員 そうしますと、例えばインターネットで学校のサイトにアクセスして過去の問題を見るということは、今のところはできないということになりますか。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 九段中等教育学校のホームページでということだと思いますが、ちょっとそれは検討材料として考えさせていただきたいと思います。

○白川委員 ぜひよろしく願いいたします。受験生が一番不安なのが、こういった問題内容が出るかというところで、塾で過去の問題をキープしておいて見られるところはいいんですが、塾に行っていない場合はなかなか見られないという話も聞くものですから、それがもしかしたら倍率が下がっていく原因になる可能性もあるので、もう私は、もう本当なら模範解答——検査なので模範解答じゃないのか。そういう回答例というの併せて、こういう問題ですよということを見せたほうが平等だと思います。要するに塾に行っていると問題も見られる、出題分析もできる、対策も立ててくれると。で、行っていないと問題も見られない、傾向はインターネットで一部見られるけれどもよく分からないという、ちょっと差がつくというのがかなり気になっておりますので、広く一般に広げるという意味では、ぜひ回答例までお願いできないかなと思っております。いかがでしょうか。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 今、回答例の九段中等教育学校のホームページへの記載、転載ということをお話しいただきました。この部分については教員と調整する必要があるかと思っておりますので、十分調整させていただいて、対応を考えていきたいと思っております。（発言する者あり）

○西岡委員長 あれですよ、なので、書籍では売っているようなので……

それだと差が出てしまうから、ホームページに掲載したらどうかというご意見ですね。

○白川委員 そうですね。

○西岡委員長 分かりました。

ほかにございますか。

○池田委員 今年度、令和7年度の入学適性検査の受付がインターネットになったというのは、今回からですか。全部インターネットで出願というのは。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 ネット出願になったのは、今年度、令和7年度分からということになります。

○池田委員 それのちょっと理由が分かればお示しいただきたいんですけども。というのも、やはりいろんなご家庭の中で、ネット環境がない場合に、1回ネットで出力というか、打ち込んで、それをまた今度特定郵便で送ってというやり取りをしなきゃいけないということですよ。1回学校に行かなくて済むんだという、願書をもらいに行かなくて済むんだというのものもあるのかもしれないんですけども、そのところのもし理由があるんでしたら、ちょっとお示しいただきたいんですけど。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 今年度からネット出願を始めました。都立の中等教育学校等々ではもう全て、ほとんどですかね、ネット出願をやっている状況でございます。昨年度までは、例えば区分Aの方ですと出願書類を学校に持ってきていただいて、そのチェックをしていただいてお帰りいただくというような手間というか、何というんでしょうかね、ワンポイントありましたけれども、そこでまた審査をして不備があったりしたときに訂正とかをするといういろんな作業がありましたけれども、ネット出願にすることによって、そういったことがなくなったということが大きい部分ではございます。

また、ネット環境がない方についても、そういった方については今までどおり書類での受付も可としておりましたが、今回、ネット出願以外の書類持参の方はゼロという状況でございました。

○池田委員 出願、ほかのネット以外の方がゼロというのでちょっと安心はしたんですけども。

あと、先ほども少し触れたんですけど、特定記録郵便という形で学校のほうに送るということは、それというのが一応郵便配達員の方がそこに届けるというだけで、実際にその学校に本当に届いたかどうかというところはなかなか確定できないところで、実際に今回の応募があったのが534人というところで、皆さんそれは特定郵便でしっかり受け取っているという解釈でよろしいんでしょうか。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 今回、特定郵便で受付をしました。こちらの事務室のほうで一件一件、受け付けた日、お名前、学校というのを資料として作っております。何件か、書類が届いていますかというお問い合わせがありましたので、それに基づいて、届いていますよというお返しをしたところでございます。ただ、確かに委員が言われるように、特定郵便ですと届けたかどうか分からないというご心配があるところがあります。なので、簡易書留で送ることができないかどうかをちょっと検討、来年度に向けてはしていきたいと考えてはいるところでございます。

○池田委員 今、最後に室長の言葉があったので、それもほっといたしました。やっぱり受検生で準備をしている中で、願書提出、出願が届かなかったというか、自分の不可抗力でそうなったという場合のやはり救済措置を何か考えなきゃいけないんじゃないかなという危機感があったんですけども、次にそういう書留という手段も今度は検討するというのであれば、また改めて検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 委員にご心配いただいている、出した出願書類が届いているかどうかをはっきりと確認できる体制、一つの方法として先ほど申し上げた簡易書留の方法とかがあるかと思っております。これについて学校として検討を進めてまいりたいと考えております。

○西岡委員長 これは素朴な疑問なんですけど、オンライン上で、受け取りました、受領

しました、という返事はできないんですか。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 今のネット申請ではそれはできない状況です。

○西岡委員長 分かりました。

ほかの学校もそういう感じなんですか、一般論として。それともシステム上、九段がそう
なっているだけで。まあ、その辺もちょっと検討してみてください。すみません。お願い
します。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（13）番、令和7年度九段中等教育学校の入学適性検
査の受検結果について、質疑を終了いたします。

以上で、子ども部の報告を終わらせていただきます。

続きまして、保健福祉部の報告に入らせていただきます。保健福祉部（1）番「介護予
防普及啓発事業」口腔機能向上プログラムについて、理事者からの説明を求めます。

○辰島在宅支援課長 「介護予防普及啓発事業」口腔機能向上プログラムについて、保健
福祉部資料1に基づいて説明をいたします。本件は区議会第1回定例会におきまして補正
予算の議案を提出させていただく予定でございます。

項番1、口のまわりの“ささいな衰え”はフレイル進行の前兆と言われておりまして、
口腔機能維持向上、お口の健康は全身の健康を良好に保つことにつながります。というこ
ろで、区では区内三歯科医師会と連携をしまして、口腔機能向上のための指導等を行う
口腔機能向上プログラムを実施しております。

項番2、これまでの実績・今後の見込です。令和4、5年度及び今年度12月末時点の
実績が（1）の表になります。過去2年に比べて個別指導型の件数が伸びておりますが、
より多くの方に参加いただけるよう、歯科医師会の方々による積極的なお声かけ、また1
クール全4回のところを、利用者の状況に合わせて1回から3回でも参加できるよう、回
数を柔軟にするなどの改善を図ったことによるものと考えております。

（2）今後の見込ですが、個別指導型でプログラムを開始した方が4回実施する場合を
想定した回数を見込んでおります。

項番3、不足経費です。利用者の増によりまして、表のとおり550万円不足すること
から、議会第1回定例会におきまして補正予算の議案を提出させていただく予定ござい
ます。

説明は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。本件は第1回定例会で議案になる予定の案件
です。事前審査とならないようにご協力ください。概括的な質疑などがありましたら、お
願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（1）番、「介護予防普及啓発事業」口腔機能向上プロ
グラムについて、終了いたします。

次に、（2）番、令和7年度国民健康保険制度について、理事者からの説明を求めます。

○大塚保険年金課長 それでは、令和7年度の国民健康保険制度について、保健福祉部資
料2に基づきご説明いたします。

項番1、概要でございます。国民健康保険事業の安定的運営のため、令和7年度国民健康保険料率の改定等を行うものです。去る1月23日に開催いたしました千代田区国民健康保険運営協議会において、保険料率の改定等の諮問を行い、審議の結果、了承されたものです。これに基づき、保険料率の設定、保険料賦課割の減額措置対象者拡大、退職者医療保険制度及び新型コロナウイルス感染症に起因する保険料減免措置の廃止を行うものです。

項番2、改正内容でございますが、（1）保険料率・賦課割合・賦課限度額の改正でございます。下の表をご覧ください。表は、矢印を挟んで左が現行の令和6年度保険料率、右が令和7年度の保険料率になります。保険料を算定するに当たり、本区は保険料上昇を抑制するため、令和6年度まで東京都が提示する標準的な保険料率を参考に独自の保険料率を算定していましたが、将来的に都内の国民健康保険料の完全統一を目指すこととされた東京都国民健康保険運営方針を鑑み、本区においても令和7年度より、医療分及び後期高齢者支援金分の保険料率について、特別区の統一保険料率と同率にいたします。

なお、介護納付金分の保険料率については、特別区の統一保険料率と現在の当区の独自保険料率との乖離が大きく、統一保険料率への被保険者の負担が大きいため、令和7年度は従来どおり独自の保険料率で算定しております。

一つ目の黒丸の表は、加入者の医療費を賄う医療分と、後期高齢者の医療費負担を現役世代が支援する後期高齢者支援金分です。加入者全ての方にご負担いただく分になります。所得割率は、医療分7.71%、0.08ポイントの増、支援金分2.69%、0.05ポイントの減。均等割額は、医療分が4万7,300円、支援金分が1万6,800円で、合計3,700円の増となります。所得割と均等割の賦課割合は、医療分が68対32、支援金分が69対31となります。賦課限度額については、政令改正により、医療分が65万円から66万円に1万円の増、支援金分が24万円から26万円に2万円増となり、合計の限度額は89万円から92万円へと3万円の引上げとなります。

二つ目の黒丸の表は介護納付金分で、40歳から64歳の方にご負担いただく分となります。所得割率は1.72%、0.08ポイントの増、所得割額は増減なし、1万6,200円で、賦課割合は65対35となります。賦課限度額の変更はございません。

（2）保険料（均等割）減額措置対象者の拡大でございます。政令改正に伴い保険料均等割の5割軽減と2割軽減を判定する所得について、5割軽減対象世帯では被保険者数に乘ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減世帯では54万5,000円から56万円にそれぞれ引き上げるものです。

（3）退職者医療制度の廃止。退職者医療制度の廃止に伴い、区の国民健康保険条例においても規定の整備を行うものです。

次ページをご覧ください。（4）新型コロナウイルス感染症に起因する保険料減免措置の廃止でございます。新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等に対し、過年度分の保険料について、保険料の減免及び減免申請に係る特例措置を行っておりましたが、令和7年度以降、期間制限により、本件減免対象となる過年度分の保険料を賦課決定することができなくなるため、減免措置を廃止するものでございます。

今回の改正内容につきましては、区議会第1回定例会におきまして国民健康保険条例の一部改正の議案を提出させていただく予定です。

すみません。介護納付金分のご説明の中で「所得割額」と言ったのは、「均等割合」の間違いでございますので、訂正させていただきます。失礼いたしました。

ご説明は以上です。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

本件も、今ありましたとおり第1回定例会で議案になる予定の案件ですので、事前審査とならないようにご協力ください。概括的な質疑や資料要求がありましたら、お願いいたします。

○牛尾委員 大きな点で、大体、千代田区が統一保険料方式から抜けたのは、統一保険料で行くと保険料が上がってしまうと。そうじゃなくて、千代田区でかかった医療の分をここに反映させるということで、独自に行ったと。今回は統一に戻していく、統一保険料率に戻していくということなんだけれども、これは、こうしなければいけないということなんですか。何か法令的に決まったんですか。

○大塚保険年金課長 冒頭のご説明で申しましたように、東京都の国民健康保険の運営方針の中で、東京都統一保険料としていくという方針がもう示されております。第一弾といたしまして、令和12年度に納付金ベースで東京都の統一保険料にしていくという方向性、方針がもう決まっております、こちら、東京23区特別区も、区長会のほうでもその方針を確認して、その方針に沿って各区対応していくということになっております。それに沿って、当区といたしましても保険料率を、まだ介護分につきましては来年度は独自で行きますけれども、段階的に特別区の統一保険料率にと同一としていくというものでございます。

○牛尾委員 つまり、区長会での申合せレベルで、これをやらなかったら何かペナルティーが来るとか法令違反になるとかというわけじゃないということですね。

○大塚保険年金課長 明確にこういったペナルティーが課せられるということはございませんけれども、これは東京都の統一保険料化に向けて、23区特別区として足並みをそろえて取り組んでいくという決定がなされているものでございます。

○牛尾委員 ちなみになんですけど、これ、多摩地域の場合はどうなりますか。同じようになるんですか。

○大塚保険年金課長 ええ。これは東京都下、区市町村全てでございます。

○牛尾委員 はい。分かりました。

○西岡委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、(2)番、令和7年度の国民健康保険制度について、質疑を終了いたします。

次に、(3)番、千代田区健康危機対処計画（感染症編）の素案について、理事者からの説明を求めます。

○大谷地域保健課長 千代田区健康危機対処計画（感染症編）の素案について、保健福祉部資料3-1、3-2を用いてご説明をいたします。また、本日は素案本体を参考資料として配付させていただいております。

まず、本計画の策定については令和6年10月の委員会でご報告をさせていただきますし

た。今般、その素案がまとまりましたので、ご報告するものでございます。

それでは、保健福祉部資料3-1、素案についてのほうの資料をご覧ください。項番1、計画策定の背景と趣旨については、感染症の改正とともに改正された地域保健法で定める基本的な指針に基づき、保健所における健康危機管理体制の確保のため、昨年度策定いたしました千代田区感染症予防計画の実効性を確保する計画として策定をしております。

項番2の基本的な考え方ですが、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、区民の命及び健康を守ることを目的としておりまして、新型コロナウイルス感染症への対応においては、海外や国内で患者さんが発生した早期から保健所への相談が相次ぎ、都内で発生した頃には対応に追われ、早々に業務が逼迫する事態となりました。未知のウイルスであるため混乱が生じるのは当たり前のことですが、有事への対応をするための余力が乏しく、関係機関との役割分担、業務の軽減策、ICTの活用、平時からの準備が必要であること、またぎりぎりまで保健所の人員体制で対応したことで、応援職員等が入った際にどのような仕事を担っていただくなど、様々な課題がございました。これらを踏まえまして、平時から流行を見据えて、その対応するための業務体制、人員体制、準備について具体を定めるものでございます。

また、本計画を策定するに当たりましては、関係各課から成る検討会議体や医療機関等関係団体が委員となる新型インフルエンザ等医療連携会議でのご意見を踏まえて、計画素案としてまとめてまいりました。

項番3、計画期間でございます。計画期間は令和7年4月1日からを予定してございまして、訓練や今後の健康危機対応を踏まえ、必要に応じて見直しを実施してまいります。

項番4の計画素案の主な内容ですが、本体はボリュームがありますので、概要を資料3-2におまとめしましたので、資料3-2のほうをご用意ください。計画は、第1、計画の概要、第2、平時における準備、第3、感染状況に応じた取組・体制、資料編という構成となっております。

まず第1、計画の概要では、計画策定の背景や目的、計画の位置づけ、評価・見直し等について定めております。項番1は先ほどお話ししたとおりですので、説明のほうは割愛させていただきます。

項番2、本計画で対応する感染症についても、そこに記載のとおりでございます。

項番3、本計画の位置づけとして、関連計画も含めて示しております。本計画は中央のオレンジ色の箇所となりまして、国の指針やガイドラインを踏まえ、東京都の計画とも整合性を確保するものでございます。また、本計画に基づく健康危機発生時の保健所体制の強化については、千代田区新型インフルエンザ等業務継続計画の発動を併せて取り組む必要がございます。そういった計画の位置づけについて図で示させていただいております。

続いて、1ページおめくりください。項番5に感染症の発生段階の定義をおつけしてございます。発生段階なんですけれども、発生早期が山吹色の網かけ部分でございまして、海外や国内で新興感染症が発生した時期としております。流行初期については山吹色の箇所、発生公表から1か月と、発生公表から1か月から3か月の2種類がございます。オレンジ色が流行初期以降で、発生公表から3か月以降としております。こういった感染症の発生段階ごとに様々な取組を定めているところでございます。

続きまして、第2でございます。こちらは平時における準備を記載してございまして、

有事に備えて、平時より計画的に体制整備、人材確保・育成、関係機関との連携強化等について取り組む内容について定めてございます。

項番1、業務量・人員数の想定でございます。発生段階に想定される業務量に対応するため、平時に有事に備えた体制を構築し、速やかに体制を切り替える仕組みを整備してまいります。また、I H E A T 要員も含めた体制を確保することと、発生初期より外部委託をする業務をあらかじめ検討し準備することで、この体制を確保するものでございます。

この表の上段のところに、想定時期と1保健所あたりの患者数、区の発生届の件数、区感染症予防計画で定めた人員数、こちらはコロナを踏まえての内容となっております、先般申し上げた千代田区感染症予防計画策定時に定めた内容となっております。その下に発生段階ごとにも主な感染症業務を記載してございます。

続きまして、項番2、次のページでございます。人材育成については、平時より感染症対応に関する基礎研修や実践型訓練を年1回以上実施することや、国や都の専門的研修への積極的参加を定めております。保健所で行う研修・訓練については、保健所の職員だけでなく全庁職員を対象としてまいります。

項番3、組織体制についてです。本区では健康危機管理ルールというものがございまして、患者数やその後の被害拡大の状況に応じた体制をそのルールで定めてございます。本計画では、そのルールを基に感染症の発生段階とその体制を表で示してございます。また、本区の場合、企業が集積、興行場や飲食店も多いことから、海外や国内で新たな感染症が発生したときから多くの感染症対応が発生してまいります。これによる業務の逼迫を避けるため、流行と同時に有事体制に移行することを想定してございます。

表のほうをご覧ください。表のほうでは、薄黄色の発生早期で各課対応から保健所全体の対応と変更し、保健所長をトップとする保健所内健康危機管理対策連絡会というものを設置して、対策を開始してまいります。山吹色の流行初期に急速な被害の拡大をしている場合は全庁体制とし、区長を本部長とする健康危機管理対策本部を設置し対応してまいります。また、流行初期であっても、特措法に基づく政府対策本部が設置され、緊急事態宣言が発出されたり区民生活に与える影響が重大になると区長が判断したとき、新型インフルエンザ等対策本部を設置して、その体制に移ってまいります。そういったことをこの図で示してございます。

1枚おめくりください。（1）が先ほどお話しした保健所内健康危機管理対策連絡会を設置した保健所の体制でございます。保健所の4課から4班9グループを作成し、対策をしてまいります。右側の四角囲みは、その際に既に本庁の総務部門、デジタル部門、人事部門、広報や災害対策部門と連携し、後方支援に入ることを意味してございます。

（2）全庁体制でございます。全庁体制では保健所の班分けはそのままにし、本庁の先ほど後方支援に入っていた部署が、班、グループとして組織化します。また、ワクチン接種の実施が見込まれ始めましたら、保健所の対策班にワクチングループが加わることとなります。この場合、運営も災害対策・危機管理課に移り、保健所は現場対応に集中可能とする体制としております。

続きまして、次のページにお移りください。項番4は業務体制でございます。下線部の8項目について業務内容をあらかじめ整理し、その準備を進め、各業務マニュアルを作成、更新してまいります。

項番5、関係機関等との連携では、本計画内容の周知、理解、共有方法の事前決定、ウェブ会議システム、メーリングリスト等、双方向の情報交換ができるツールの活用など、また、都が医療機関等と医療措置協定も結んでまいりますので、その締結医療機関との連携、訪問看護事業所等との連携等も言及しております。

項番6、情報管理・リスクコミュニケーションです。健康機器等に関する情報の探知機能を高めることや、情報が迅速かつ適正別に伝達され管理される体制を構築、業務においては各種ICTシステムについて有事の際にすぐに活用できるよう、事前準備と活用について定めてまいります。そういったことを記載してございます。

第3につきましては、感染状況に応じた取組・体制についてでございます。第2の平時における準備で示した項目のうち、組織体制、業務体制、関係機関等との連携、情報管理・リスクコミュニケーションという項目について、発生段階に応じた具体的な取組内容を定めております。

なお、第2、第3については、所管がどこであるかも記載をして、具体的に分かりやすくしてございます。

資料編につきましては、先ほどお示しした図等を大きく示しているものと、千代田区における平時における準備及び感染状況に応じた取組、体制の一覧表をおつけしてございます。

それでは、資料の1のほうにお戻りいただき、今後のスケジュールでございます。本委員会の報告の後、2月20日から3月5日の予定でパブリックコメントを実施し、その内容を踏まえまして、3月末、計画策定公表を予定してございます。

ご説明は以上です。

○西岡委員長 はい。ありがとうございました。

説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。よろしいですか。

牛尾委員。

○牛尾委員 後ほどじっくり読みたいと思うんですけども、やはり危機管理ということでは、こういった危機が起こってからではなくて、平時から体制をしっかり構築しておくということも必要だと思うんですけども、そういう点ではやっぱり保健所の職員の数が今の現状の数字でいいのかということはあると思うんですよ。そこについては、例えば保健所体制の強化、また、あそこは場所もすごい狭いですよね、あそこもね。だから、ハード面での例えば広くするとか、そういった検討とか、そうしたものについてはこの計画ではどういうふうな位置づけになっているんですか。

○大谷地域保健課長 今回につきましては、平時における人員体制等も現行のものを示させていただいているところでございます。それを有事になったときにどういうふうにグループ分けをして業務を進めていくかというところの体制も、その組織体制で示させていただいたところでございます。もちろんそういった事態が発生したときに、保健所の中の業務で中断する業務であるとか先送りする業務というところも想定した上で、それが新型インフルエンザ等業務継続計画のところに載っているものを準用しながら、業務を少し縮小して、感染症対策に注力するような体制を組みます。その上で、先ほど申し上げた4班9グループというものを作成して、感染症に対応する職員を確保するというような内容となっております。それに向けて、平時のうちに業務の内容のマニュアルを策定したりすること

で、その業務が急に自分の業務となったときにも対応可能となるように、準備を平時のうちに進めていくというところが、今回の感染症予防計画の策定の内容となっております。

また、先ほど保健所の執務室が狭隘であるとか、場所が分かれているというところのお話があったと思います。現状、千代田会館の8階のほうに生活衛生課の一部が構えている状況で、保健所は2か所になっております。そういう意味では、九段下の交差点の脇にある保健所の執務室、5階、6階については、多少、今、余力があるような状況になってございます。そういった中で、生活衛生課との連携という意味では、綿密に連絡体制を取りながら、今執務に当たっているところでございます。

保健所の現在の人員体制については、適正に配置されているものと認識してございます。

○牛尾委員 うん。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 この感染症危機のとき、やっぱり保健所の負担もかなり大きくなるということで、この3-2の資料の2ページ目にも、この平時における準備というところで、I H E A Tの話も書かれていますけれども、I H E A Tの地域の専門職の方にも手伝わってもらう体制、これをつくっていくというところで、これ、現在は、このI H E A T要員って、千代田区では何名ぐらいおられるんでしょうか。分かれば。

○大谷地域保健課長 現時点の数、ちょっと今確認してこなかったんですけども、大変失礼いたしております。昨年確認したときは4名であったかと記憶してございます。

○えごし委員 なるほど。そういったものを想定として4人というふうに書かれておりますけれども、今後これをまたちょっとそういう手伝っていただける方を増やしていこうという傾向なのか、例えば区でこういう募集とかをかけているのか。何か他区のホームページとかだと、結構このI H E A T要員を募集しますと自治体でされているところもあったりするんですけども、あと研修とかそういうのもしたりというのがある。千代田区は現状どうなんでしょうか。

○大谷地域保健課長 I H E A T要員の募集については、今、現段階、区としてホームページ等々でやっているところではないんですけども、今後そういったところも工夫していく必要があると考えてございます。

また、先ほどお話しした職員向けの研修にI H E A Tで登録してくださった方たちをお呼びして、保健所の業務の理解を深めていただくということも想定しております。

○えごし委員 はい。ありがとうございます。

○西岡委員長 ほかに。よろしいですか。

○白川委員 新型コロナウイルスがはやったときのことをちょっとお聞きしたいんですが、初期の頃、行動制限があったときは多分区民対応ということだったと思うんですが、その前は一応出勤が可能だったもので、そのときに会社というのはどういうふうにしていたのかなとちょっと疑問に思いまして。要するに保健所と区内の会社が連携していたのか、あるいはもう、会社は会社で独自に何か社員に指示をしていたのかというのをちょっと知りたいなと思います。

○大谷地域保健課長 通常、感染症が発生しますと、医療機関から発生届が出てまいります。その発生届を基に住所地の保健所が、その感染症の方たちと接触があったとか、感染症の種類によって調査をしたりしてまいります。また、企業等で感染症の患者さんが出た

ときには、その企業があるところの保健所が調査したり助言したりというふうな役割分担になっているかと存じますので、企業体で発生したときにも保健所のほうに問合せ等、相談が来ていたかと存じます。

○白川委員 大丈夫です。

○西岡委員長 はい。よろしいですか。

ほかに。

○池田委員 これは前回の定例会でうちの大坂議員が一般質問もしているんですけども、先ほど牛尾委員からもあったように、今、保健所の機能というのが二つにちょっと分かれていてというところで、新型コロナウイルスの当時も、やはりいろいろ保健所の皆さんにいろんな対応していただいたというところはもちろん承知なんですけれども、ただ、保健所に行ったんですけども、この要望はこちらの会館ですというところで、少し動線というか、ご案内が足りなかったところがちょっとあったかなと思ったんですけども、今回、例えば全庁体制の場合に、ウイルスが蔓延して今度ワクチンを接種するというときに、また新たにワクチン担当課長という方がここに仮に出てくるということで、その辺りの役割分担とかシミュレーションというか、どういうふうな動線の仕方というのは、ある程度はもう構想されているんでしょうか。

○大谷地域保健課長 流行するウイルスであるとか細菌であるとかによって対応も様々に異なってくるので、一概には言えないところなんですけど、前回のコロナウイルスの感染症のときには、予防接種のほうはこちらの千代田会館の8階にあったので、健康推進課の一部がこちらにあって、業務が結構、何とというか、関係性の深いものがあったというところで、すごく区民の皆様にご不安というか、お手間を取らせたことがあったのかなというふうに考えてございます。

今般、予防接種については引き続き健康推進課にあるわけで、次回このような事態が発生したときには、恐らく今の保健所内でできるのかなというふうなところを考えてございますが、ちょっとウイルスの種類によっても予防接種の規模によっても異なってくるかと思しますので、その辺りはその都度工夫しながら体制を取ってまいりたいと考えてございます。

○池田委員 こうやって庁内でしっかりと検討されていることですから、ここはまた所管外になりますけれども、毎年のように各地で避難所訓練だったり、今、防災拠点という形で訓練をされていますから、万が一こういう形のまた対応をするんだというところは、保健所を通して協力体制を取っていただきたいんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○大谷地域保健課長 平時における準備のところの人材育成（研修・訓練）のところにもちょっと記載させていただいておりますが、健康危機発生時において対応できるように、例えば防護服の着脱訓練であるとか、あと感染症という業務についてはどんなものであるかというところの研修や実施訓練もしていくのと、この計画そのものも策定していますというところを、毎年、職員に見ていただけるように周知徹底していく予定でございます。

○西岡委員長 はい。ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（3）番、千代田区健康危機対処計画（感染症編）の素案について、質疑を終了いたします。

以上で、日程1、報告事項を終わらせていただきます。

次に、日程2、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。執行機関から何かございますか。あ、ごめんなさい。戻ります。委員の方から何かございますか。

○池田委員 失礼しました。本日ですよね、安心・安全メールで通報というか発表があった件なんですけれども、これ、昨日の午後3時の事件が今日の午後1時に発表があった。毎回いろいろ課題にはされていますけれども、この安心・安全メールの時差というんですかね、事件が起きてから発表、このメール等で、すぐ一報も含めてですけれども、そのこのところの時間差の要因というのをいま一度確認したいんですけれども。いろいろ裏を取るというか、明白、確実な情報しか流せないというのは分かるんですけれども、ちょっとそれで、今回の案件が少しいつものよりは、かなり、何というんでしょう、危険というか非常に不安なことでしたから、ちょっと確認をさせてください。

○加藤子ども総務課長 今回、安心・安全メール、またすぐ一報を活用して情報提供させていただいた、外神田二丁目5番の路上であったという不審者情報の件かと思ってございます。

昨日の午後3時45分にあったということで、小学生の女の子が下校中、男に「いいことをしない？」というような声をかけられたという事案でございました。不審者の特徴としては、若い感じの5人くらいの男であったということで、怖いということで、当該児童は学童クラブのほうに行く予定であったといったところもありまして、そのまま学童クラブのほうに行かれて、そのまま保護者が警察のほうに最終的には通報されたといったところでございます。

我々としても、先ほど池田委員のほうからご指摘いただいたように、最終的に警察のほうはどう受け止めるのかといったところを待った後に、こういった形で不審者情報という形で情報を皆様のほうにお送りさせていただいたというところではございますが、どうしてもその辺りの警察からの情報といったところを待ってやらせていただいたというところで、タイムラグが生じているといったところについては、本当に申し訳なく思っております。

○池田委員 その点については、もう仕方がないことなただけけれども、例えば、じゃあ、その目撃証言を集めていたのか、以後、実際はどうだったのかという後追いまでというのは、ここの中では、事件があったというだけで、以後気をつけてください、お子さんには防犯ベルを鳴らしてくださいという、促すのは分かるんですけれども、そのこのところで、その後どうだったというところというのは、教育委員会のほうでは把握されていたりはするんですか。

実際にこういう事件というのか、今回は複数の方で、非常に怖い思いをしているんじゃないかなと思っていて、そうする場合は、場所を特定すると、なかなか、目撃している人がいるのかいないのかというのは定かではないので、その辺りは非常に心配かなと思いま

すし、1人で学童クラブのほうに向かっていたんであれば、またその辺は見直さなきゃいけないのかもしれないんですけども、いかがでしょうか。

○上原指導課長 こういった事案、学校のほうに例えば報告があった場合、その後、その児童を含めて、どういった対応だとか、また警察との連携というところで、情報を集めているところではあります。ケースによってその辺りの情報の入り方等々は異なりますが、こういった事案があった場合、その当該の児童生徒のケア、またその近隣の、通っている児童・生徒の安全というところについては、各学校、指導したり、また保護者に適切に情報を提供するなりしているところがございます。

○西岡委員長 せめてその周辺にお住まいの方に対しては、もう直ちに、すぐに共有ということではできないんですか。すぐーるを通してというよりは、何らかの形で。もちろんすぐーるもしていただかなきゃいけないと思うんですけど、その情報共有の在り方がもっとスムーズでないと、1日、もう24時間たってからそういう情報が来ても、子どもを守れないと思うんですけど、その辺はどうなっていますか。

○上原指導課長 その辺りの情報共有というところ、例えばこういう事案が発生した場合、PTA会長等にはまずちょっと情報等を差し上げて、どのようにこの近隣の地域だとか、また町会長等にも必要に応じて情報を提供しているところもあるかというふうに思いますので、こういった情報が入りましたら、その辺りの連携というところをしっかりと深めてやっていくには助言してまいりたいと思います。

○西岡委員長 お願いします。

富山委員。

○富山委員 今回、学童クラブに行く途中であった出来事ということで、その後、保護者の方が来てから保護者の方が通報したということで、それでまたタイムラグが生まれてしまうので、起こったらすぐに、学童クラブのほうにも通報していいですよというふうに、通報するハードルを下げて、すぐに起こったことを警察に届けることが大事だと思いますので、周知していただきますようよろしくお願いいたします。

○吉田児童・家庭支援センター所長 今回、当該の学童クラブに到着して、すぐお母様のほうにご連絡したというところなんです。そのときに警察のほうに学童クラブが連絡したかどうかという、ちょっと確認が取れていないんですが、通常ですと何かあればすぐ警察へというふうに我々は指導しております。また改めてそういった周知徹底もしていきたいと思います。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 これ、予算・決算で危機管理のところでも毎回言われることなんですけれども、大体、安心・安全メールとかは起こってからのメールなんですよね、起こってから。やっぱり起こさせない、抑止をするという方策が必要だと思うんですよ。そこはやっぱり見守りなのがあると思うんですけども。そこも含めてちょっと検討をしないと、例えば1人で学童クラブに行かせるということが、まあ当然1人で行くんでしょけれども、そこは学童の、多分、万世とかあっちのほうへ行っているんでしょね。学校の上だったら、そんなことはですからね。だから、そこにやっぱり人を配置するとか、そういったことも含めて対策を取らないといけないんじゃないかと思うんですけども、そこについてはいかがですかね。

○吉田児童・家庭支援センター所長 現状ですと、そうですね、特に低学年のお子さんの場合は、4月以降、入って間もない頃は、離れている学童クラブの場合には職員がお迎えに来てという対応を取っております。あと小学校の付近にシルバー人材センターの方が旗を持って誘導といたしましうか、そういったこともしていただいております。そういった意味で、ちょっと全ての利用者のお子さんに1人ずつついていくというのはなかなか難しい面もあるんですけども、学校の付近であるとか学童クラブの周辺、なるべくそういった見守りが可能であるところは、学童クラブの職員でもやってもらえるようにというのはお願いしたいと思っております。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。

○池田委員 やはりこれは予算のときにもう一回確認はしたいんですけども、今、各学校でPTA活動というのが随分と緩和化されてきている中で、やはり地域を見守るというのは、シルバーさんだけではなくて、やはりPTAの保護者の方たちも、ポイント、ポイントで立っていただいて、そのための110番連絡会というのもしっかりと発足をしていますから、そのところは改めて教育委員会のほうからでも再度発信をしていただきたいとは思いますが、いかがでしょうか。

○加藤子ども総務課長 こういった事案があつてからというわけではないんですが、今おっしゃっていただいた110番連絡会も、今度3月1日に実施をする予定でございますので、その際に参加の皆様についてご連絡と、あと、そうしたものの周知を皆様方のほうからもしていただくように、お声がけのほうをさせていただきたいと思ひます。

○西岡委員長 はい。よろしいですか。

ほかに委員の方から何かございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、執行機関から何かございますか。

○加藤子ども総務課長 それでは、今の事案ではございませんが、令和7年1月31日に発生しました、昌平幼稚園で……

○西岡委員長 30日かな。30日じゃ。あ、ごめんなさい。

○加藤子ども総務課長 失礼しました。1月30日でございます。失礼しました。1月30日に発生しました、昌平幼稚園で発生した事案について、ご報告のほうをさせていただきたいと思ひます。

1月30日、当日15時過ぎに、園庭の南側の道路において、近隣のパソコン店舗による新商品の抽せん参加者の希望者が殺到しまして、1名、園庭のフェンスに登ったり、また騒動により園の看板が損壊したりする事態が起りました。保護者の皆様や地域の皆様にご心配をおかけしましたこととおわびいたすととも、当日の経過と対応についてご報告させていただきたいと思ひます。

まず、フェンスを越えてきた1名への対応でございます。フェンスを登った後、混雑のために道路側に下りれなくなった人が1名、園庭側に入り込む事態がございました。副園長を含む職員3名で園庭にて対応しまして、不審者侵入時の訓練どおり、さすまたを使用して、複数名で出口まで誘導いたしました。該当者は西側の通用門より速やかに退出し、

滞在時間は約1分程度でございました。園に残っていた子どもたちはおやつを食べている時間で、騒動を受けて南側のカーテンは閉め切っていたため、一連の対応を見た子どもはいません。

また、そのフェンスに登った際にですが、看板の損壊したものの対応でございます。当該店舗の担当者、こちらは社長と営業部長でございますが、当日中に園に謝罪がございまして、看板のほうを弁償したいという申出を頂いております。今後、新しい看板を設置する方向で、現在、園と教育委員会、また当該店舗とのやり取りを進めているところでございます。

それから、今後の対応でございます。園や保護者、また地域の方々からも、フェンスが低いのではないかとのご指摘を頂いております。現在、フェンスの高さを見直す検討をしているところでございます。

なお、当該店舗につきまして、このような販売方法は行わないよう、こちらについては強くお願いをしているところでございます。

また、今後も、先ほどの事例ではございませんが、警察署との情報共有などの連携を深めていくよう、園、また学校、教育委員会としても努めてまいります所存でございます。

報告は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。この件に関しまして質問等はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

そうしましたら、ほかにございますか。

○大谷地域保健課長 八潮市の道路陥没事故に伴う公衆浴場の入浴料について、口頭でご報告いたします。

本年1月28日に発生した八潮市道路陥没事故に伴いまして、下水道使用自粛地域にお住まいの方に対し、2月7日より千代田区内の普通公衆浴場の入浴料を無料とさせていただきます。既に下水道使用自粛は12日に解除されましたが、天候等により再度使用自粛する可能性も鑑みまして、今月末まで無料とさせていただきます。

ご報告は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。この件に関しまして質問等はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。大変ボリュームが多かったですけれども、ご協力ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後3時50分閉会